

基本方針Ⅳ 都市環境の確保

【環境の現況】

1 公園・緑地

公園や緑地は、市民の憩いの場として、良好な環境を構成する重要な役割を果たしています。本市には、都市公園法に基づく都市公園と、ふれあい公園などの条例に基づく公園があります。都市公園には、公園近くに住民の利用を目的として整備された街区公園や、全市民の利用を目的として整備された釧路大規模運動公園など、機能や規模によって分けられています。ふれあい公園は、都市計画区域外の地域に整備される公園で、阿寒町富士見公園、音別町ふれあい公園などがあります。また、緑地には、新釧路川緑地や武佐の森緑地などがあり、散策路や広場、運動施設として整備しています。

2 景観

景観は、日常生活や事業活動、自然・歴史・文化などの周辺環境が重なり合って形をなす佇まいであり、潤いのある個性豊かなまちづくりに不可欠なものであります。本市は、優れた自然の風景地である阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、阿寒・音別地域における森林や田園、丘陵などの自然景観とともに、幣舞橋や釧路フィッシャーマンズワープMOOが立地する都市的景観を有しております。このような多彩な景観資源を守り、育て、その価値を高めながら将来世代へと引き継ぐことが重要となります。

3 文化財

長い歴史の中で生まれ、継承されてきた文化遺産には、歴史的、学術的、芸術的に価値の高いものがあり、また、私たちを取り巻く自然には学術上価値の高い動植物が存在します。これらを文化財といいます。文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類に分けられ、それぞれに国・道・市が指定等したものが存在します。本市では、釧路湿原をはじめとする貴重な自然資源に恵まれ、史跡や埋蔵文化財なども数多く存在しています。

【施策の推進状況】

1 ゆたかな緑の確保

(1) 釧路市緑の基本計画

公園や緑地は、私たちの生活に自然の美しさや季節感をもたらすと同時に、人工的要素の多い都市空間にうるおいを生み、人々にやすらぎを与えてくれます。緑豊かなオープンスペースは、都市景観の重要な構成要素であり、市民の憩いの場やレクリエーションの場となり、災害時には避難場所としての役割を果たすと同時に、騒音の防止や気候の調節、大気浄化を行うなど多面的な機能を持っています。このように、良好な環境を保ち、安全で快適な都市生活を営む上で、公園や緑地は重要な役割を担っています。本市では、地域の特性を生かした公園・緑地を計画的に配置するなど総合的・体系的な公園・緑地の整備を進めていくため、「釧路市緑の基本計画」を策定しています。

(2) 公園、緑地の整備

本市では、公園や緑地の整備や充実を進めています。本市には、「都市公園法」に基づく「都市公園」と「釧路市ふれあい公園条例」に基づく「ふれあい公園」があります。令和2年度末の市内の公園の開設状況は、次のとおりとなっています。

表3-4-1 公園の開設状況

公園の種類		2016 (H28)		2017 (H29)		2018 (H30)		2019 (R1)		2020 (R2)	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
都市公園	街区公園	205	40.80	206	41.06	206	41.06	207	41.30	207	41.30
	近隣公園	14	24.00	15	24.08	15	25.61	15	26.00	15	26.00
	地区公園	5	27.20	5	27.20	5	27.20	5	27.20	5	27.20
	総合公園	4	156.00	4	156.00	4	156.00	4	156.00	4	156.00
	運動公園	1	66.55	1	66.55	1	66.55	1	66.55	1	66.55
	特殊公園	1	0.63	1	0.63	1	0.63	1	0.63	1	0.63
	都市緑地	22	83.05	22	83.13	22	83.13	22	83.13	23	191.33
ふれあい公園	14	11.91	14	11.91	14	11.91	14	11.91	14	11.91	
合計		266	410.14	268	410.56	268	412.09	269	412.72	270	520.92

また、主な公園の状況は次のとおりです。

① 春採公園

春採公園は、面積が68.6haあり、このうち春採湖が36.1haを占めています。市街地の中に自然の湖を持つユニークな公園で、周遊園路などが整備され、市民に親しまれています。平成19年度には「日本の歴史公園100選」に選定されました。

② 山花公園

山花公園は、旧釧路市と旧阿寒町にまたがる公園で、動物園、池広場、オートキャンプ場などが整備されています。

③ 釧路大規模運動公園

釧路大規模運動公園は、野球場や陸上競技場などの運動施設を備えた東北道のスポーツやレクリエーションの拠点となる公園を目指して整備が進められてきました。野球場や陸上競技場のほか、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場、ソフトボール場、子供の広場、水辺広場、湿原の風アリーナ釧路などが整備されています。

④ 武佐の森緑地

武佐の森は、市街地に接した緑地で、鉄道防雪林として残されてきたものです。森の中には、樹齢200年を超えるミズナラの巨木などがあり、野鳥をはじめとする野生生物が数多く見られるなど豊かな自然が残っています。また、貝塚や住居跡などの遺跡も多く、地域住民の憩いの場、環境学習の場となっており、散策路や広場、休憩施設などが整備されています。

⑤ 新釧路川緑地

新釧路川の河川敷を活用した都市緑地で、野球場やサッカー場、ラグビー場、パークゴルフ場などの運動施設を主体に、散策路や広場などの整備が行われています。

⑥ 村田公園

村田公園は、釧路町トリトウシに位置する面積107.9haの公園です。昭和54年に、保健保安林（防霧保安林兼種）に指定されています。中央広場を中心に圏内約2.7kmの遊歩道が作られており、自然観察等ができるように整備されています。

⑦ 丹頂鶴自然公園

丹頂鶴自然公園は、昭和33年、タンチョウの保護・育成を図るために開園された公園です。昭和43年に自然ふ化、昭和45年には人工ふ化に成功しました。面積約9.8haの公園内では、一年を通じてタンチョウの姿を見ることができます。

(3) 道路や公共施設の緑化

街路樹は、美しい町並みや快適な都市空間の形成のほか、騒音振動の緩和などにも役立っています。本市では、街路の整備に合わせ、植栽により沿道の緑化を進めています。また、公園、学校、公営住宅などの公共施設において、植栽や花壇の整備などの緑化を進めています。

(4) 公園里親制度

本市では、清掃や草刈などの公園の美化活動について、区域を決めてボランティアに委任する「公園里親制度」を設け、平成13年度から実施しています。令和2年度の登録の状況は以下のとおりです。

表3-4-2 公園里親登録状況

	里親（団体）	公園名	活動人員
1	鉄北西部第2地区連合町内会	若草公園	14
2	文苑はしどい町内会	文苑2号公園	14
3	昭和北1丁目町内会	昭和かつら公園	11
4	鳥取丹頂町内会	鳥取14号公園	18
5	新釧路町内会	新釧路2号公園	17
6	美原5丁目東町内会	ニュータウン3号公園	40
7	文苑すこやか町内会	文苑1号公園	17
8	昭和四一睦町内会	昭和13号公園	26
9	芦野5丁目のぞみ町内会	芦野6号公園	33
10	大楽毛光栄町内会	大楽毛南8号公園	16
11	大楽毛四丁目町内会	大楽毛12号公園	19
12	貝塚団地町内会	貝塚4丁目2号公園	30
13	富士見地区連合町内会	富士見公園	22
14	芦野あすなろ町内会	芦野4号公園	16
15	鶴野地区連合町内会	鶴野東4号公園	24
16	つつじヶ丘町内会	興津エニシダ公園	9
17	昭園町内会	昭和17号公園	18
18	昭和橋町内会	昭和16号公園	12
19	桜ヶ岡第2陸橋町内会	桜ヶ岡2丁目公園	9
20	永住町内会	永住2号公園	29
21	昭和元町町内会	昭和10号公園	30
22	星が浦町内会11班	星が浦6号公園	2
23	望洋湖上町内会	春採3丁目8よい子の砂場	16
24	鶴野東3号公園里親の会	鶴野東3号公園	15
25	長生園前町内会	長陽公園	26
26	昭和自治会	鳥取3号公園	15
27	啄木通り商店会	南大通公園(啄木ゆめ公園)	12
28	榊釧路製作所	川北公園	77
29	三井住建道路(株)北海道支店	星が浦緑地	4
30	芦野東都町内会	くろゆり公園	10
31	榊釧路製作所	新釧路公園	77
32	日本道路(株)道東営業所	中島公園	27
33	昭和南6丁目町内会	昭和14号公園	16
34	鶴野東かがやき町内会	鶴野東2号公園	5
35	如月の会	江南公園	19
36	昭和中央5丁目町内会	昭和19号公園	36
37	昭和中央3丁目町内会	昭和18号公園	17

(5) 市民参加による緑化活動

みどりあふれるまちづくりを目指し、次のような市民参加による地域全体の緑化活動を進めています。

表3-4-3 市民参加による主な緑化活動の取り組み

緑化活動	活動内容
花いっぱい運動推進事業	阿寒地域の国道240号線の両側歩道への花の植栽及び清掃活動を実施しています。令和2年度は、植栽、清掃活動等に延べ3,200人参加しました。
ボランティアサポートプログラム事業	音別地域の国道38号線沿い植樹帯への花の植栽及び歩道清掃を実施しています。令和2年度は、植栽、清掃活動等に延べ135人参加しました。
街のみどりパネル展	緑化意識の向上のため、花壇コンクールの写真パネルのほか、花の種の無料配布を行っています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止しました。
緑の愛護賞	公園や道路の美化・緑化活動を長年続けている個人や団体を表彰しています。令和2年度は、個人の部1件、団体の部1件を表彰しました。
育樹事業	植樹祭で植えられた樹を育てるために、令和2年度は、鹿よけ防止策の設置を実施しました。
農村景観形成活動事業	農業農村交流拠点施設のある山花地区を中心として農村景観形成の整備振興を図るため、市民協働で植栽等を行っています。令和2年度は延べ18人が参加し、マリーゴールド、ペゴニア等190株を植栽しました。

(6) 事業者への緑化指導・緑化助成

① 開発許可にあたっての緑化指導

環境保全、災害の防止、非常時における避難及び居住者のレクリエーション等の用に供するため、誘致距離を考慮した公園、緑地又は広場を設置するよう指導しています。

② 釧路市企業立地促進条例に基づく緑化助成

本市では、「釧路市企業立地促進条例」に基づき、敷地面積や建物面積が一定規模以上の工場の新設または増設に際して、緑地の整備費用の一部を補助しています。

(7) 親水空間の整備

本市には、釧路川・新釧路川などの河川や海浜、春採湖などの水辺があり、いずれも貴重な水辺として、市民に親しまれています。水辺は、水と緑の空間として地域社会にうるおいを与え、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて重要な役割を果たしています。快適な都市環境を創出するため、河川や海岸などの親水空間の整備を図ることが求められています。

① 釧路川河畔整備

市は北海道とともに「ふるさとの川推進懇談会」を組織し、市民の参加・協力を得ながら釧路川下流部の水際における緑化などの検討を行いました。検討結果を踏まえ、市は「ふるさとの川整備事業」として親水性豊かな河川空間を創出するため、ぬさまい広場をはじめとした7カ所の拠点広場や、堤防を利用したプロムナードの整備を行いました。また、幣舞橋からJR橋間を釧路川リバーサイド緑地として位置づけ、観光客や市民に広く利用されています。なお、当該区間の整備が完了したことに伴い「ふるさとの川推進懇談会」は平成24年度をもって終了しています。

② 新釧路川緑地整備

新釧路川は、水と緑による広い空間を形成し、郊外から市街地までを直線状に貫いている市の代表的な景観地です。釧路市では、新釧路川の河川敷に昭和48年度より野球場・サッカー場などの運動施設や園路・芝生・サイクリングロードなどの河畔整備を行っています。

③ 春採湖周辺整備

春採湖を包含する春採公園は、市街地内において貴重な自然に恵まれ、自然観察ができる憩いの場として多くの市民に親しまれています。昭和28年から総合公園としての整備を行っており、野草園や野鳥観察施設が整備されているほか、湖岸の周遊園路や人道跨線橋など岸辺の散策が安全に楽しめる施設が整備されています。

④ 千代の浦マリンパークの整備

千代ノ浦海岸では、漁港整備に併せて、市民が水辺に親しめる施設として、釣護岸、親水公園、休憩棟（バーベキューコーナー）などの施設が整備されています。令和2年度は、278件、3,158名の休憩棟の使用がありました。

⑤ 港湾緑地

釧路港の港湾緑地周辺には、釧路フィッシャーマンズワーフMOO・EGGや、幣舞橋、港文館などがあり、釧路川河畔と一体となって、釧路を代表するウォーターフロント景観が形づくられています。また、臨海部防災拠点として整備された「耐震・旅客船ターミナル」は、平常時には旅客船のターミナルとして活用されることにより、隣接する観光拠点施設との一体的な賑わい空間の創出に貢献しています。

⑥ 馬主来沼の保全

音別地域の馬主来沼は「日本の重要湿地500」にも選定されており、古くからシジミ貝が採取できる湖沼として知られているほか、野鳥の観察や自然景観が優れた場所としてその保全を図っています。

2 良好な景観の形成

(1) 景観に配慮したまちづくり

① 公共建築物の景観配慮

学校などの公共施設や、道路・公園などの整備に当たっては、周辺の景観との調和を図るよう景観の配慮に努めています。

② 景観法に基づく行為の届出

大規模な建築物の建築や工作物の建設等を行う場合は、「景観法」に基づく届出が必要です。令和2年度は32件の届出がありました。

③ 景観計画重点区域、景観形成推進区域の指定

特に良好な景観づくりを進める区域として、地域を活性化する拠点として良好な景観を形成する必要がある区域や、観光の振興や文化の交流の促進を図る上で良好な景観を形成する必要がある区域を「景観計画重点区域」、良好な自然景観や田園景観を有し周囲の景観とともに良好な景観を将来にわたり保全していくことが必要な区域を「景観形成推進区域」として指定します。景観計画重点区域として、3地区（①幣舞橋・釧路川周辺地区、②釧路駅・北大通周辺地区、③阿寒湖温泉地区）を候補地区として位置づけ、指定に向けた取り組みを進めている段階です。また、平成16年4月より道道釧路空港線周辺地区を景観形成推進区域として指定しています。

④ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定

当市は、特徴的な外観を有し地域のシンボルとなる建築物や樹木を景観重要建造物、景観重要樹木に指定します。それぞれの指定の方針を定め、指定に向けた取り組みを進めていますが、現在該当する物件はありません。

(2) 市民意識の向上

釧路市の景観についてより知ってもらうため、景観パネル展を令和2年度はコア大空、コアかがやき、コア鳥取、阿寒町公民館、防災庁舎、音別町行政センターで開催しました。

また、釧路湿原シニア大学院の生徒の方を対象に景観の出前講座を行いました(39人参加)。

3 歴史的文化的環境の保全

(1) 文化財の保護

文化財は、歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、これらを保存し良好な状態で残していくことは、将来の文化の向上・発展のために非常に重要です。また、これら歴史や伝統を伝える建造物や文化財などの文化遺産は、地域の景観を形成する重要な要素であり、私たちの生活に安らぎや潤いを与え、郷土意識を高めるために欠かせないものとなっています。

文化財の保護保存や活用などを図るため、国においては昭和25年に「文化財保護法」が制定されています。本市においては、昭和50年に釧路市文化財保護条例を制定し、市内の文化財の保護・保存・活用に努めています。本市には現在、4カ所の国指定史跡と1カ所の市指定史跡があります。このうち東釧路貝塚、北斗遺跡の2カ所については整備を完了しましたが、その他については未整備のまま保存されています。これらの史跡については、周辺の草刈りを行うなど地域住民へ悪影響を及ぼさない環境づくりを行っています。

表3-4-4 指定等文化財一覧

分類		区分	名称	
記念物	史跡	国指定	釧路川流域チャシ跡群	
			春採台地竪穴群	
			東釧路貝塚	
			北斗遺跡	
		市指定	三津浦古谷遺跡	
	特別天然記念物	国指定	タンチョウ	
			阿寒湖のマリモ	
	天然記念物	国指定	春採湖ヒブナ生息地	
			釧路湿原	
			クマガラ	
オオワシ				
オジロワシ				
エゾシマフクロウ				
市指定		キタサンショウウオ		
	砂岩脈（サンド・ストーン・ダイク）			
	谷地坊主（ヤチボウズ）			
民俗文化財	重要無形民俗文化財	国指定	アイヌ古式舞踊	
	無形民俗文化財	道指定	釧路鳥取きりん獅子舞	
		市指定	紀ノ丘神楽	
有形文化財	美術工芸品	彫刻	道指定	円空作観音像
		古文書	市指定	佐野家文書
				市河文書
		歴史資料	市指定	鳥取村本籍簿
				永久保秀二郎日誌
				釧路新聞
考古資料	市指定	星兜（残欠）		
建造物	国登録	旧五十嵐家住宅事務所兼主屋		

(2) 文化財の発掘調査

埋蔵文化財とは、土器や石器、貝塚や住居跡など地中に埋もれている文化財のことで、これらを包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地（一般には「遺跡」）といい、市内には周知の埋蔵文化財包蔵地が137カ所あります。本市では、埋蔵文化財調査センターを設置し、埋蔵文化財の保護や調査研究などを行っています。また、包蔵地の開発行為（工事）が計画されたときには、事業者との事前協議を行い、現状保存するための対応を行っています。計画変更ができない場合には事前発掘調査を実施し、記録を保存しています。

4 都市美化の推進

(1) ごみのポイ捨て防止対策

ごみの散乱を防止するための総合的な対策として、「鉏路市みんなできれいな街にする条例」を制定しています。この条例では、美観推進重点区域を指定しており、この区域内で空き缶及び吸殻等を投棄した場合、持ち帰りや回収などの必要な措置について、市長は命令することができます。命令に違反した場合、30,000円以下の罰金を課すこととしております。

表3-4-5 美観推進重点区域

区域	範囲
新富士・星が浦地区	新富士町6丁目、星が浦南1丁目、星が浦南2丁目、星が浦南3丁目
新鉏路川緑地地区	昭和、昭和町1丁目、治水町、東川町及び愛国の各地先並びに昭和町1丁目
美原・芦野・文苑地区	美原全域、芦野全域、文苑全域
北大通地区	北大通全域、錦町2丁目
米町地区	米町全域
春採公園地区	春湖台

(2) ごみの不法投棄対策

本市では、ごみの不法投棄対策として、監視や、関係行政機関による情報交換及び合同現地調査を目的としたパトロールなどの取り組みを進めています。このほか、鉏路管内8市町村による取り組みとして、「自然の番人宣言」を制定しています。（32ページ参照）

(3) 市民との協働による清掃活動の実施

本市では、商工会議所や連合町内会などの各種団体で構成する「鉏路市マチをきれいにする推進協議会」を中心に関係機関等と連携し、春の全市一斉清掃や秋の自主清掃運動などの活動や、小中学生を対象としたポスターコンクール、ポイ捨て防止に関する街頭啓発などの普及啓発活動を実施しています。また、「集まれごみひろい隊会」、「春採公園クリーン作戦」、「鉏路市クリーンパートナー制度」や連合町内会による環境美化活動、保育園児による保育園舎及び近隣公園の清掃、自主的清掃実施団体などの市民ボランティアによる清掃活動を進めています。

表3-4-6 鉏路市クリーンパートナー制度登録団体

	登録団体	清掃活動区域
1	太平洋設備㈱	北大通地区
2	鉏路北ローターアクトクラブ	新鉏路川緑地地区（鶴見橋から上流）
3	鉏路子ども劇場	千代の浦マリナーパーク、春採公園周辺
4	鉏路川元気の会	鉏路川（幣舞橋から久寿里橋の間）
5	日本たばこ産業㈱鉏路営業所	大川町
6	DCM ホーマック㈱	新鉏路川緑地地区（鶴見橋、鳥取橋間全域）
7	㈱鉏路製作所本社工場	川北町、新鉏路町全域
8	㈱KCM コーポレーション	桜ヶ岡中央通及び久寿里橋通2の一部
9	第一環境㈱鉏路事業所	南大通から米町
10	㈱美警	鳥取7号公園外周
11	明治安田生命保険相互会社鉏路駅前営業所	黒金町10～13丁目
12	㈱本田組	鳥取大通8丁目、鳥取北8丁目の一部
13	阿寒共立土建㈱	仁々志別川河川敷（河口から昭和橋まで1.9km）
14	鉏石工業㈱	昭和中央1丁目の一部
15	住友生命保険相互会社	新鉏路川緑地地区周辺（鳥取橋から新川橋の間）

(4) 空き地、市道等の適正管理

① 空き地の管理

本市では、空き地の所有者が適正な管理を行うように、「釧路市空き地管理指導要綱」を定め、所有者への指導や草刈業者のあっせんを行っています。令和2年度は、空き地に関する苦情に対し、要綱による指導を48件実施しました。また、市有地（未利用地）については草刈を行っており、令和2年度は41,419m²の草刈を行いました。

② 市道の管理

本市では、市道の適正な管理を行っています。令和2年度は、路面の清掃を1,036.6km、排水路の草刈を4.9km、道路路肩の草刈を384.8km実施しています。

(5) 空家等対策

所有者等により適切に管理されていない空家等は、家屋の倒壊の危険や放置されたゴミ等さまざまな問題を生じさせます。本市では、市民が安全・安心に暮らすことのできる生活環境を確保し、空家等対策をより計画的に進めるため、「釧路市空家等対策計画」を平成29年に策定しました。

この計画に掲げる基本的方針を踏まえ、老朽化が著しい空家等の除却費用の一部を補助する「不良空家等除却補助制度」の実施、「空き家無料合同相談会」の開催、「空き家等の対策に関する協定書」の締結等、空家等対策に取り組んでいます。

(6) 放置自動車の対策

道路や公園に放置されている自動車は、街の景観を損なうばかりでなく、交通の障害、子どもの危険な遊び場、放火、ごみの投棄場所など様々な悪影響を及ぼしています。そこで本市では、放置自動車対策として、「釧路市自動車放置防止条例」を制定しています。同条例第15条に基づく釧路市廃自動車認定等委員会を設置し、同委員会の意見を聴いて、放置自動車を廃自動車として認定する基準（廃自動車認定基準）を定めました。令和2年度の放置自動車の発生確認台数や、過年度繰越分を含めた撤去の状況は以下のとおりです。

表3-4-7 放置自動車の発生確認及び撤去の状況（単位：台）

	台数		
		うち市有地	うち民有地
令和2年度放置自動車確認台数	4	4	0
前年度からの繰り越しを含めた台数	7	7	0
撤去した台数	5	5	0
所有者・地権者等が撤去	4	4	0
市が撤去	1	1	0
他課等（国・道含む）に移管した台数	0	0	0
調査終了とした台数	0	0	0
次年度に繰り越した台数	2	2	0